

証券コード 9051
平成29年6月13日

株 主 各 位

宮城県名取市下余田字中荷672番地の1
センコン物流株式会社
代表取締役会長兼社長兼CEO 久保田 晴 夫

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、折返しご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
- 場 所 宮城県名取市下余田字中荷672番地の1
センコン物流株式会社 名取本社会議室
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）
- 目 的 事 項
報 告 事 項
 - 第58期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第58期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
 - 第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ） 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.senkon.co.jp>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、底堅い企業収益と設備投資を背景に、雇用・所得環境の改善傾向が続くなど緩やかな回復基調で推移しましたが、中国を始めとする新興国の景気減速に加え、英国のEU離脱問題や米国の大統領選挙後の政策動向による影響が懸念され、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループを取り巻く経営環境におきましては、国内貨物輸送量の低迷に加え、ドライバー不足等による人件費や外注費の増加及び当社グループが属する業界内の価格競争など、引き続き厳しい状況で推移しました。

このような経営環境のなかで当社グループは、各事業分野において顧客ニーズに対応したソリューション型の営業活動及びCS（顧客満足）活動を推進し、継続した3PL（企業物流の包括的受託）事業案件やアウトソーシング案件の獲得と自社設備の効率的稼働及び原価低減努力を推し進めてまいりました。また、運送事業においては関東地区での国際貨物輸送獲得の基盤を強化し、倉庫事業においてはトランクルーム事業及びレコードマネジメントサービスの事業拡張に向けた新たな取組みと地方公共団体からロシア・ベトナムでのビジネス支援業務を受託するなど、業容拡大に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、運送事業において関東地区での国際貨物輸送の取扱いが増加したことに加え、乗用車販売事業において新車及び中古車販売台数の増加と車検・修理等のサービス部門の取扱いも増加したことにより、14,681百万円（対前年同期比103.1%）となりました。利益面におきましては、運送事業においてドライバー不足等に起因する外注費の上昇と輸送車両の代替による減価償却費が増加したことに加え、採石事業に関わる先行投資等の諸経費が増加したことなどにより、営業利益は、204百万円（対前年同期比61.4%）、経常利益は、125百万円（対前年同期比62.4%）となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益については、当社古川営業所（宮城県大崎市）用地収用に伴う固定資産売却益及び固定資産圧縮損の計上などにより、147百万円（対前年同期比218.7%）となりました。

なお、事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

(運送事業)

運送事業につきましては、食品、土石製品等の輸送量が減少しましたが、情報通信機械、化学製品及び国際貨物輸送の取扱いが増加したことなどにより、営業収益は4,725百万円（対前年同期比103.1%）となりました。営業利益は、ドライバー不足等に起因する外注費の上昇と輸送車両の代替による減価償却費が増加したことなどにより、84百万円（対前年同期比58.7%）となりました。

(倉庫事業)

倉庫事業につきましては、化学製品、情報管理サービス等の取扱高が増加しましたが、食品及び農業機械等の取扱高が減少したことなどにより、営業収益は2,516百万円（対前年同期比99.2%）となりました。営業利益は、貨物の集約による倉庫賃借料と前期に取得した物流倉庫の諸税金が減少したことなどにより、518百万円（対前年同期比110.0%）となりました。

(乗用車販売事業)

乗用車販売事業につきましては、新車及び中古車販売台数の増加に加え、車検・修理等のサービス部門の取扱いも増加したことにより、営業収益は6,915百万円（対前年同期比105.9%）となりました。営業利益は、増収効果により、183百万円（対前年同期比124.3%）となりました。

(金融事業)

金融事業につきましては、グループ会社間のリースアップ物件が増加したことにより、営業収益は39百万円（対前年同期比71.7%）となりました。営業損益は、減収の影響により、0百万円の損失（前年同期は3百万円の利益）となりました。

(再生可能エネルギー事業)

再生可能エネルギー事業につきましては、日射量の減少に加え、太陽光発電装置のメンテナンスのため稼働日数が減少したことにより、営業収益は216百万円（対前年同期比96.1%）となりました。営業利益は、42百万円（対前年同期比70.2%）となりました。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、海外向け食品・日用品等の取扱いが増加しましたが、物流機器等の販売減少と不動産事業において販売物件が減少したことなどにより、営業収益は419百万円（対前年同期比94.9%）となりました。営業損益は、採石事業に関わる先行投資と受注獲得の遅れによる諸経費等が増加したことなどにより、218百万円の損失（前年同期は112百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額はリースを含めて1,482百万円であり、その主な内容は次のとおりであります。

当連結会計年度中に実施した主要な設備投資

運送事業…輸送車両の取得

倉庫事業…RM事業部第二センター倉庫取得

再生可能エネルギー事業…太陽光発電施設の設置

その他の事業…土砂等採取事業用地借地権取得

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の所要資金は、自己資金と金融機関からの借入金で賄いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境におきましては、受注獲得に向けた価格競争に加え、労働力不足等による外注費の増加や安全・環境への投資負担など、引き続き厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような環境のなかで当社グループは、引き続き以下の課題に取り組むとともに、継続的な原価低減と安全教育や安全管理及び内部管理体制の充実を図っていく所存であります。

具体的に運送事業につきましましては、あらゆる輸送モードを駆使したコスト削減及びリードタイム短縮への提案を展開し、荷量の確保に努めるとともに、効率的な配車等による輸送原価の低減、また、エコドライブの徹底等による省エネルギー対策を推進してまいります。

倉庫事業につきましましては、情報通信技術を駆使し顧客ニーズに対応した物流業務の合理化・効率化提案を展開し、新たな顧客層の開拓及び運送事業と一体化した3PL（企業物流の包括的受託）事業基盤の強化とアウトソーシング案件の獲得に努めるとともに、海外における商物一体物流サービスの伸長に取り組んでまいります。

乗用車販売事業につきましましては、継続したCS（顧客満足）活動の推進と充実した販売促進の企画実施、また、サービス部門においては車検及び法定点検の実施率の向上に努めてまいります。

金融事業につきましましては、関係会社へ付加価値の高い金融商品及びサービスを提供し、グループ全体の持続的成長が見込める体制を構築してまいります。

再生可能エネルギー事業につきましましては、太陽光発電施設を中心とした再生可能エネルギー関連事業を成長分野と捉え、新しい収益基盤の確立に努めてまいります。

その他の事業につきましましては、各事業分野において社会環境等の変化やニーズに対応した事業戦略を構築し、収益向上に努めるとともに、原価低減を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第55期 (平成26年3月期)	第56期 (平成27年3月期)	第57期 (平成28年3月期)	第58期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
営業収益(千円)	14,300,890	14,015,885	14,240,005	14,681,483
経常利益(千円)	244,801	298,319	201,903	125,971
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	116,915	153,626	67,668	147,979
1株当たり当期純利益(円)	24.68	32.43	14.29	31.24
総 資 産(千円)	17,397,611	17,737,351	18,381,041	18,163,790
純 資 産(千円)	4,536,988	4,681,954	4,673,937	4,811,166

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
㈱ホンダカーズ埼玉西	90,000千円	84.7%	乗用車販売事業
センコンインベストメント㈱	90,000	100.0	不動産事業、金融及びリース事業
㈱センコンエンタープライズ	30,000	100.0	葬祭事業、再生可能エネルギー事業、採石事業
センコンテクノサービス㈱	30,000	100.0	中古自動車販売事業、再生可能エネルギー事業

(注) 1. センコンテクノサービス㈱に対する議決権比率のうち、25.0%はセンコンインベストメント㈱を通じた間接所有であります。

2. 仙弓国際貿易有限公司及びSENKON(Russia)有限責任会社は、平成28年11月7日開催の取締役会において解散及び清算を決議し、SENKON(Russia)有限責任会社は、平成29年3月30日に清算を結了いたしました。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

運送事業	一般貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、国際航空海上貨物取扱業、3PL（企業物流の包括的受託）事業
倉庫事業	倉庫業、通関業、3PL（企業物流の包括的受託）事業、商物一体物流サービス事業
乗用車販売事業	本田技研工業(株)製造車両の仕入・販売・修理、他メーカーの新・中古自動車の仕入・販売事業
金融事業	金融及びリース事業
再生可能エネルギー事業	太陽光発電事業
その他の事業	不動産事業、葬祭事業、物流機器等の販売事業、採石事業

(8) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

① 当社

仙台本社	（宮城県仙台市青葉区）	岩手営業所	（岩手県胆沢郡金ヶ崎町）
名取本社	（宮城県名取市）	盛岡営業所	（岩手県紫波郡矢巾町）
本社営業所	（宮城県名取市）	秋田営業所	（秋田県秋田市）
仙台空港営業所	（宮城県名取市）	山形営業所	（山形県天童市）
港営業所	（宮城県仙台市宮城野区）	福島営業所	（福島県本宮市）
古川営業所	（宮城県大崎市）	新潟営業所	（新潟県北蒲原郡聖籠町）
仙台北部ロジスティクスセンター	（宮城県黒川郡大和町）	関東営業所	（東京都大田区）
北上営業所	（岩手県北上市）	島根営業所	（島根県松江市）
花巻営業所	（岩手県花巻市）		

- (注) 1. 登記上の本店所在地は、名取本社（宮城県名取市下余田字中荷672番地の1）となります。
2. 平成29年4月1日付をもって、関東営業所は東京都江東区に移転いたしました。
3. 平成29年4月3日付をもって、島根営業所を分社化し山陰センコン物流(株)を設立いたしました。

② 子会社

(株)ホンダカーズ埼玉西	本社（埼玉県狭山市）
センコンインベストメント(株)	本社（宮城県名取市）
(株)センコンエンタープライズ	本社（宮城県名取市）
センコンテクノサービス(株)	本社（宮城県名取市）

(9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
405名	7名増

(注) 上記の従業員数には、臨時従業員131名（嘱託、パートタイマー、アルバイト）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株) 七 十 七 銀 行	1,344,600千円
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	992,550
農 林 中 央 金 庫	932,900
(株) 東 邦 銀 行	908,604
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	690,000

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,712,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,651,000株（自己株式914,406株を含む）
 (3) 株主数 1,084名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
久 保 田 純 子	964,380株	20.36%
(株) 日 立 物 流	500,000	10.55
花 澤 隆 太	444,100	9.37
ニッコンホールディングス(株)	422,000	8.90
(株) プロフィットイノベーション	200,000	4.22
(株) 七 十 七 銀 行	148,000	3.12
(有) ハ ナ ザ ワ ・ コ ー サ ン	123,000	2.59
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 (株)	70,000	1.47
(株) ア グ レ ッ ク ス	68,000	1.43
農 林 中 央 金 庫	64,000	1.35

- (注) 1. 当社は自己株式(914,406株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式(914,406株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況（平成29年3月31日現在）

① 平成22年6月29日開催の第51回定時株主総会決議に基づき、平成22年10月7日開催の取締役会決議によるストックオプション（新株予約権）

1. 新株予約権の数

116個（新株予約権1個につき1,000株）

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 116,000株

3. 新株予約権の払込金額

払込みを要しない

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 734,000円（1株当たり 734円）

5. 新株予約権の権利行使期間

平成24年10月23日から平成32年10月6日まで

6. 新株予約権の行使の条件

ア. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社並びに当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が承認した場合にはこの限りではない。

イ. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、下記ウ. に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

ウ. その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 当社役員の保有状況

区 分	目的である株式の数	保 有 者 数
取 締 役	116,000株	4名

② 平成23年6月29日開催の第52回定時株主総会決議に基づき、平成23年7月12日開催の取締役会決議によるストックオプション（新株予約権）

1. 新株予約権の数

120個（新株予約権1個につき1,000株）

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 120,000株

3. 新株予約権の払込金額

払込みを要しない

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 595,000円（1株当たり 595円）

5. 新株予約権の権利行使期間

平成25年7月29日から平成33年7月9日まで

6. 新株予約権の行使の条件

ア. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社並びに当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が承認した場合にはこの限りではない。

イ. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記ウ. に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

ウ. その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 当社役員の保有状況

区 分	目的である株式の数	保 有 者 数
取 締 役	120,000株	4名

(2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長兼CEO	久保田 晴 夫	国際事業部長、(株)ホンダカーズ埼玉西代表取締役会長、センコンインベストメント(株)代表取締役社長、(株)センコンエンタープライズ代表取締役社長、センコンテクノサービス(株)代表取締役社長
取締役副社長副社長執行役員	久保田 賢 二	
専 務 取 締 役	及 川 猛	社長室長、SKロジネット(株)代表取締役社長、フーズロイヤル(株)代表取締役社長
常 務 取 締 役	柴 崎 敏 明	管理本部長、内部監査室長
常 勤 監 査 役	山 崎 收	
監 査 役	花 澤 隆 太	(有)ハナザワ・コーサン代表取締役社長
監 査 役	小 柏 薫	小柏薫税理士事務所代表

- (注) 1. 監査役山崎 收、小柏 薫の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役山崎 收氏は、東京証券取引所(JASDAQ市場)が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 監査役小柏 薫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、従来より社外取締役の選任について検討しておりましたが、適任者を確保するには至らず、社外取締役を選任しておりませんでした。当社は、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、会社法改正に伴い、新たに機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役を3名選任する関連議案を平成29年6月29日開催予定の当社第58回定時株主総会に上程することといたしました。
5. 当社は経営意思決定の迅速化及び経営責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。当期末における取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	吉 川 淳 也	営業副本部長、本社営業部長
執 行 役 員	成 田 浩 憲	第二営業部長
執 行 役 員	見 崎 以知郎	トランクルーム事業/RM事業統括

6. 執行役員見崎以知郎氏は、平成28年6月29日付で就任いたしました。

7. 平成29年4月1日付で、執行役員の担当業務及び異動がありました。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	吉 川 淳 也	営業本部長、フォワーディング事業部長、AEO管理室長
執 行 役 員	成 田 浩 憲	アウトソーシング事業部長
執 行 役 員	見 崎 以知郎	Klassy・RM事業統括部長
執 行 役 員	佐 藤 義 則	運輸事業部長、第一営業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は監査役花澤隆太氏及び社外監査役小柏 薫氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4名	94,986千円
監 査 役	3名	11,700千円
合 計	7名	106,686千円

(注) 1. 平成19年6月28日開催の第48回定時株主総会決議による限度額

取締役 年額 144,000千円

監査役 年額 24,000千円

- 上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）5,350千円を支給しております。
- 上記支給額には、当事業年度において費用計上した役員退職慰労引当金繰入額10,866千円（取締役9,966千円、監査役900千円）を含めております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

社外監査役小柏 薫氏は、小柏薫税理士事務所の代表を兼職しております。当社と同事務所との間に取引関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 監 査 役	山 崎 收	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験・見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	小 柏 薫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、監査役会13回のうち13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

(4) 報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	当 社 子 会 社 からの 役 員 報 酬 等 の 額
社 外 監 査 役	2名	9,750千円	400千円

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

26,000千円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるか確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役を含む役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を執行するため、「企業倫理規程」を定める。

また、その周知徹底を図るため、法務部門の強化を行い、コンプライアンス体制の整備と充実に努め、代表取締役社長を委員長とした各部門の本部長等を構成員とする「リスク管理委員会」を最低年1回開催し、倫理規程の見直しその他、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための方策について見直しや対応を検討する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定及び職務の執行、取締役への報告等に関する重要な情報については、社内規程に従うほか、法令に準拠した適切な保管・管理を行う。

また、取締役及び監査役は、常時、これを閲覧できるものとする。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の財務、法務、環境、情報セキュリティ、災害等に関するリスクについては、それぞれの担当部署にて、社内規程・業務マニュアル等を作成・配布し、必要に応じて研修の実施を行うものとする。

また、リスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合、速やかに対応責任者となる担当取締役を定め、損失の危機に迅速に対応する体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を毎月1回開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項について審議、決定するとともに、取締役の職務執行の状況について監督する。

- ② 経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、事前に常務会や経営会議を活用し、十分な議論を重ねて執行決定を行うものとする。
 - ③ 「組織規程」「職務権限規程」及び「業務分掌規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は子会社の事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、この規程に従い所管部署が適正に管理し、内部監査室が「内部監査規程」に基づき、子会社の監査を行う。
 - ② 子会社については、経営の自主性を尊重しつつ、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社の取締役会に報告し、重要な案件については、事前協議を行い当社の承認を要する体制とする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、必要に応じて監査役の業務補助のため補助者を置くこととし、その人事については監査役会の同意のもと、取締役会が決定し、取締役からの独立性を確保する。
 - ② 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は、必要な支援を行う。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書や業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

② 当社及び子会社の取締役、使用人等は、次のような当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項が発生またはその恐れがある場合は、速やかに監査役に報告する。

- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・その他コンプライアンス上重大な事項

③ 監査役に対して前号の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役社長及び会計監査人並びに内部監査人と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役職務の執行の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行う。

[反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況]

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、企業倫理規程及び行動基準細則に「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、経済的な利益は供与しない」と定め、全社的に取り組んでいる。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・具体的な対応に関してはマニュアル等を整備し、対応手順を明確にしている。
- ・万が一問題が生じた場合、対応統括部署である総務部が顧問弁護士や所轄警察署等の専門家に相談の上、適切に対処するようにしている。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社はコンプライアンス規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク管理委員会において、各部門及び子会社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について取締役会に報告いたしました。

(4) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,755,309	流動負債	5,716,223
現金及び預金	1,609,884	支払手形及び営業未払金	1,636,667
受取手形及び営業未収入金	1,510,448	短期借入金	872,500
営業貸付金	121,165	1年以内返済予定長期借入金	1,986,595
商品	881,819	リース債務	172,287
貯蔵品	44,101	未払法人税等	67,427
繰延税金資産	60,029	未払消費税等	38,088
その他	613,500	賞与引当金	67,290
貸倒引当金	△85,640	役員賞与引当金	35,000
固定資産	13,408,481	繰延税金負債	2,530
有形固定資産	11,323,466	その他	837,836
建物及び構築物	3,361,600	固定負債	7,636,400
機械装置及び運搬具	2,206,817	長期借入金	6,358,475
土地	4,822,368	リース債務	726,041
建設仮勘定	644,638	役員退職慰労引当金	152,711
その他	288,042	退職給付に係る負債	219,375
無形固定資産	142,568	長期未払金	81,590
借地権	107,085	資産除去債務	39,848
ソフトウェア	24,319	その他	58,356
電話加入権	9,019	負債合計	13,352,623
施設利用権	2,144	純資産の部	
投資その他の資産	1,942,445	株主資本	4,585,155
投資有価証券	546,692	資本剰余金	1,262,736
長期貸付金	772,210	資本剰余金	1,188,979
繰延税金資産	146,176	利益剰余金	2,737,132
その他	754,995	自己株式	△603,693
貸倒引当金	△277,628	その他の包括利益累計額	32,590
		その他有価証券評価差額金	19,394
		為替換算調整勘定	5,952
		退職給付に係る調整累計額	7,242
		新株予約権	23,137
		非支配株主持分	170,283
		純資産合計	4,811,166
資産合計	18,163,790	負債及び純資産合計	18,163,790

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業利益	14,681,483
営業外収益	12,575,139
営業費用	2,106,344
営業外費用	1,902,069
受取利息	31,412
受取手数料	8,031
受取証券	7,581
受取債券	8,847
受取有価証券	13,991
受取補助金	8,605
受取替金の差	9,664
受取の他の費用	8,004
支持倒引当金の繰入	89,981
経常利益	13,166
特別利益	44,344
固定資産売却益	26,950
関係会社株式売却益	174,442
災害損失引当金の繰入	125,971
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	943,976
その他	9,010
特別損失	1,382
固定資産売却損	2,967
固定資産除却損	2,204
固定資産圧縮損	96
貸倒引当金の繰入	4,071
投資有価証券評価損	536,333
関係会社株式評価損	246,237
税金等調整前当期純利益	561
法人税、住民税及び事業税	2,646
法人税等調整額	789,944
当期純利益	295,566
非支配株主に帰属する当期純利益	107,820
親会社株主に帰属する当期純利益	20,759
	128,579
	166,986
	19,007
	147,979

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,262,736	1,188,979	2,629,731	△603,693	4,477,754
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	18,628	—	18,628
会計方針の変更を 反映した当期首残高	1,262,736	1,188,979	2,648,360	△603,693	4,496,383
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△59,207	—	△59,207
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	147,979	—	147,979
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	88,772	—	88,772
当期末残高	1,262,736	1,188,979	2,737,132	△603,693	4,585,155

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	△3,560	13,983	7,766	18,189	25,342	152,651	4,673,937
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	18,628
会計方針の変更を 反映した当期首残高	△3,560	13,983	7,766	18,189	25,342	152,651	4,692,566
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△59,207
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	—	—	—	—	147,979
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	22,954	△8,030	△524	14,400	△2,204	17,632	29,828
連結会計年度中の変動額合計	22,954	△8,030	△524	14,400	△2,204	17,632	118,600
当期末残高	19,394	5,952	7,242	32,590	23,137	170,283	4,811,166

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 7社
 主要な連結子会社の名称 ㈱ホンダカーズ埼玉西
 センコンインベストメント㈱
 ㈱センコンエンタープライズ
 センコンテクノサービス㈱
 その他3社
- また、従来、連結子会社であったSENKON(Russia)有限責任会社は清算したため、連結の範囲から除外しております。なお、清算終了時までの損益計算書は連結しております。

- ② 非連結子会社の数 3社
 非連結子会社の名称 K Sユーラシア㈱
 ㈱アグリファーム
 ㈱センコン・マテリアル

連結の範囲から除いた理由
 K Sユーラシア㈱は、総資産、営業収益、当期純損益、利益剰余金等のいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので連結の範囲から除外しております。
 ㈱アグリファームは、当連結会計年度に新たに株式を取得したものの、総資産、営業収益、当期純損益、利益剰余金等のいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていませんので連結の範囲から除外しております。
 ㈱センコン・マテリアルは、当連結会計年度に間接所有比率の増加により子会社となるものの、総資産、営業収益、当期純損益、利益剰余金等のいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていませんので連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の数 2社
 持分法を適用した関連会社の名称 ㈱センコン・デルタ
 エヌケープラント㈱
- ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 K Sユーラシア㈱
 ㈱アグリファーム
 ㈱センコン・マテリアル
- 持分法を適用していない理由
 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。
- ③ 持分法適用の範囲の変更
 エヌケープラント㈱は新たに株式を取得したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。
 また、持分法適用関連会社でありました㈱ウッドプラスチックテクノロジーは、当連結会計年度に全株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、仙弓国際貿易有限公司の決算日は12月末日であるため、連結計算書類の作成にあたっては、3月31日を決算日とした仮決算を行い連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 a. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- b. デリバティブの評価基準及び評価方法
 デリバティブ……………時価法

c. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	主として個別法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法により算定)
貯 蔵 品	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15～31年
機械装置及び運搬具	4～17年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

d. 太陽光発電設備

定額法によっております。

e. 長期前払費用

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

c. 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

d. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に充てるため、当社及び㈱ホンダカーズ埼玉西は、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により案分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

c. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、確定給付企業年金制度のうち、在籍する従業員については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

長期借入金について、市場金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を行っております。

c. ヘッジ方針

金利変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用することを基本方針としております。

d. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額を基礎として判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ 会計方針の変更

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項（3）①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果当連結会計年度の期首において、繰延税金資産（流動資産）が4,237千円、繰延税金資産（投資その他の資産）が14,391千円、利益剰余金が18,628千円増加しております。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,314,240千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	30,000千円
受取手形及び営業未収入金	7,804千円
建物及び構築物	2,802,857千円
土地	2,921,975千円
投資有価証券	50,150千円
計	5,812,787千円

② 担保に係る債務

営業未払金	200,099千円
短期借入金	100,000千円
1年以内返済予定長期借入金	1,176,507千円
長期借入金	3,686,643千円
未払費用	5,442千円
計	5,168,691千円

(3) 当座借越契約

運転資金の効果的な調達を行うため、取引銀行13行と当座借越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越契約の総額	3,100,000千円
借入実行残高	872,500千円
借入未実行残高	2,227,500千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,651,000株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	35,524	7.5	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年10月24日 取締役会	普通株式	23,682	5.0	平成28年9月30日	平成28年12月2日
計		59,207			

- (3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成29年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

①配当金の総額	35,524千円
②1株当たりの配当額	7.5円
③基準日	平成29年3月31日
④効力発生日	平成29年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 337,000株

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。
受取手形及び営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。
また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。
借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,609,884	1,609,884	—
(2) 受取手形及び営業未収入金	1,510,448	1,510,448	—
(3) 営業貸付金	121,165		
貸倒引当金 (*1)	△28,120		
	93,045	93,631	586
(4) 投資有価証券	444,577	444,577	—
(5) 長期貸付金(*2)	1,197,098		
貸倒引当金 (*1)	△11,900		
	1,185,198	1,183,520	△1,678
(6) 支払手形及び営業未払金	1,636,667	1,636,667	—
(7) 短期借入金	872,500	872,500	—
(8) 1年以内返済予定長期借入金	1,986,595	1,986,595	—
(9) 長期借入金	6,358,475	6,283,063	△75,412
(10) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 営業貸付金及び長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年以内回収予定の長期貸付金は(5)長期貸付金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金

貸付金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。なお、営業貸付金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 支払手形及び営業未払金、(7)短期借入金、並びに(8)1年以内返済予定長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(10)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(9)参照)。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額102,114千円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4)「投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	974円	91銭
1株当たり当期純利益	31円	24銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月22日

センコン物流株式会社
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 戸 谷 英 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 裕 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、センコン物流株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、センコン物流株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,313,067	流動負債	3,988,313
現金及び預り金	616,671	支払手形	399,902
受取手形	103,282	営業未払金	490,251
営業未収入金	1,227,012	電子記録債権	229,372
電貯記録債権	46,068	短期借入金	630,000
貸付蔵付金	12,972	1年以内返済予定長期借入金	1,782,941
関係会社短期貸付金	325,724	リース債権	162,681
関係会社短期貸付金	1,400,790	未払費用	34,730
繰延税金資産	46,965	未払法人税等	171,636
繰延税金資産	40,006	前受り金	26,964
倒引当金	778,050	賞与引当金	8,653
倒引当金	△284,476	固定負債	8,180
固定資産	9,628,611	長期借入金	43,000
有形固定資産	7,732,580	固定負債	6,153,508
建物	2,496,272	長期リース債権	5,129,431
構築物	123,514	資産除去債	622,691
機械及び装置	26,024	退職給付引当金	14,400
運搬器具	17,031	役員退職慰労引当金	181,998
工具	98,201	預り保証金	128,566
土工	4,213,151	その他	18,813
建り仮設資産	48,316	その他	57,607
無形固定資産	710,067	負債合計	10,141,821
借入地権	45,412	純資産の部	
リース資産	13,978	株主資本	3,755,520
リース資産	6,511	資本金	1,262,736
リース資産	17,808	資本剰余金	1,189,881
リース資産	7,114	資本準備金	1,178,496
投資その他の資産	1,850,618	その他資本剰余金	11,384
投資有価証券	511,222	利益剰余金	1,906,595
投資有価証券	114,450	利益準備金	79,478
関係会社出資金	46,936	その他利益剰余金	1,827,117
関係会社出資金	8,422	別途積立金	1,700,000
関係会社出資金	19,009	繰越利益剰余金	127,117
関係会社出資金	398,903	自己株式	△603,693
関係会社出資金	468,254	評価・換算差額等	21,199
関係会社出資金	8,968	その他有価証券評価差額金	21,199
関係会社出資金	11,318	新株予約権	23,137
関係会社出資金	6,929		
関係会社出資金	53,674		
関係会社出資金	120,736		
関係会社出資金	162,931		
関係会社出資金	△81,138		
資産合計	13,941,679	純資産合計	3,799,857
		負債及び純資産合計	13,941,679

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	7,241,917
営業費用	6,639,685
販売費及び一般管理費	602,232
営業外収益	422,303
受取利息	179,929
受取配当金	39,253
受取証券売却益	14,635
受取有価証券の利益	6,978
営業外費用	13,991
支払引当金の繰上	15,554
貸倒引替の利益	82,241
経常利益	8,581
特別利益	541
固定資産売却益	15,730
関係会社株式売却益	82,241
新株予約権戻入益	8,581
災害損失引当金戻入	541
特別損失	15,730
固定資産売却損	107,094
投資有価証券の評価損	163,247
関係会社株式の繰上	934,320
貸倒引当金の繰上	9,010
固定資産の繰上	2,204
税引前当期純利益	1,382
法人税、住民税及び事業税	96
法人税等調整額	6,549
当期純利益	561
	56,000
	326,004
	536,333
	925,544
	184,619
	33,966
	21,903
	55,869
	128,749

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,262,736	1,178,496	11,384	1,189,881
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,262,736	1,178,496	11,384	1,189,881
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	1,262,736	1,178,496	11,384	1,189,881

	株 主 資 本					
	利益準備金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	79,478	1,800,000	△52,728	1,826,749	△603,693	3,675,674
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	10,303	10,303	—	10,303
会計方針の変更を反映した当期首残高	79,478	1,800,000	△42,424	1,837,053	△603,693	3,685,977
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	△59,207	△59,207	—	△59,207
別途積立金の取崩	—	△100,000	100,000	—	—	—
当期純利益	—	—	128,749	128,749	—	128,749
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△100,000	169,542	69,542	—	69,542
当期末残高	79,478	1,700,000	127,117	1,906,595	△603,693	3,755,520

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,669	△1,669	25,342	3,699,346
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	10,303
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,669	△1,669	25,342	3,709,650
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△59,207
別途積立金の取崩	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	128,749
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	22,869	22,869	△2,204	20,664
事業年度中の変動額合計	22,869	22,869	△2,204	90,207
当期末残高	21,199	21,199	23,137	3,799,857

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

a. 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～31年

機械装置及び運搬具 4～17年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

d. 長期前払費用

定額法によっております。

- (5) 引当金の計上基準
- a. 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - b. 賞与引当金
従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - c. 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
また、数理計算上の差異は、各事業年度における発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により案分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしております。
 - d. 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法
 - a. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
また、金利スワップ取引について、特例処理の要件を充たしている場合は特例処理を採用しております。
 - b. ヘッジ手段とヘッジ対象
長期借入金について、市場金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を行っております。
 - c. ヘッジ方針
金利変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用することを基本方針としております。
 - d. ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。
 - ② 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ③ 退職給付に係る会計処理方法
計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

(7) 重要な会計方針の変更

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を当事業年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果、当事業年度の期首において繰延税金資産(投資その他の資産)が10,303千円、利益剰余金が10,303千円増加しております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,806,744千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	30,000千円
建築物	1,763,347千円
構築物	72,931千円
土地	2,545,146千円
投資有価証券	50,150千円
計	4,461,576千円

② 担保に係る債務

短期借入金	100,000千円
1年以内返済予定長期借入金	1,017,824千円
長期借入金	2,920,154千円
未払費用	5,442千円
営業未払金	99千円
㈱ホンダカーズ埼玉西 営業債務	200,000千円
㈱センコンエンタープライズ 長期借入金	544,720千円
計	4,788,239千円

(3) 当座借越契約

運転資金の効果的な調達を行うため、取引銀行9行と当座借越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越契約の総額	2,100,000千円
借入実行残高	630,000千円
借入未実行残高	1,470,000千円

(4) 保証債務		
被保証者	保証金額	被保証債務の内容
センコンインベストメント㈱	85,011千円	金融機関借入に対する保証
㈱センコンエンタープライズ	707,520千円	金融機関借入に対する保証
センコンテクノサービス㈱	497,040千円	金融機関借入に対する保証
フーズロイヤル㈱	43,972千円	東銀リース㈱に対するリース債務の保証
㈱ホンダカーズ埼玉西	200,000千円	本田技研工業㈱に対する営業債務の保証
計	<u>1,533,543千円</u>	
(5) 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)		
① 短期金銭債権	694,869千円	
② 短期金銭債務	22,024千円	
③ 長期金銭債務	31,498千円	
3. 損益計算書に関する注記		
関係会社との取引高		
① 営業収益	72,303千円	
② 営業費用	34,475千円	
③ 営業取引以外の取引高	14,415千円	
4. 株主資本等変動計算書に関する注記		
自己株式の種類及び総数		
普通株式	914,406株	
5. 税効果会計に関する注記		
繰延税金資産の発生の主な原因		
繰延税金資産		
退職給付引当金	55,655千円	
役員退職慰労引当金	39,315千円	
賞与引当金	15,695千円	
貸倒引当金	111,519千円	
資産評価損	8,596千円	
関係会社株式評価損	91,649千円	
資産除去債務	4,403千円	
繰越欠損金	12,466千円	
その他	32,341千円	
繰延税金資産小計	<u>371,643千円</u>	
評価性引当額	<u>△201,562千円</u>	
繰延税金資産合計	<u>170,081千円</u>	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	<u>9,338千円</u>	
繰延税金負債合計	<u>9,338千円</u>	
繰延税金資産の純額	<u>160,742千円</u>	

6. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼任等	事業上の 関係				
子会社	㈱ホンダカーズ埼玉西	埼玉県狭山市	90,000	乗用車販売事業	所有 直接 84.7	兼任 3名	債務保証	債務保証 (注1)	200,000	—	—
子会社	センコンインベストメント㈱	宮城県名取市	90,000	不動産事業 金融及びリース事業	所有 直接 100.0	兼任 3名	資金の援助	貸付金の回収	77,091	関係会社 短期貸付金	543,975
								利息の受取	3,817	関係会社 長期貸付金	130,300
子会社	㈱センコンエンタープライズ	宮城県名取市	30,000	葬祭事業及び再生可能エネルギー事業	所有 直接 100.0	兼任 4名	債務保証	債務保証 (注2)	85,011	—	—
							資金の援助	資金の貸付 (注3)	581,700	関係会社 短期貸付金	613,700
								利息の受取	7,864	関係会社 長期貸付金	215,454
								固定資産購入代金等の立替	346,143	その他 流動資産 (注4)	664,579
							債務保証	債務保証 (注2)	707,520	—	—
子会社	センコンテクノサービス㈱	宮城県名取市	30,000	中古自動車販売事業及び再生可能エネルギー事業	所有 直接 75.0 間接 25.0	兼任 2名	債務保証	債務保証 (注2)	497,040	—	—
子会社	SENKON(Russia)有限責任会社	ロシア	52,495	その他事業	所有 直接 100.0	なし	資金の援助	債務免除 (注5)	104,508	—	—
関連会社(注6)	㈱ウッドプラスチックテクノロジー	鳥取県倉吉市	155,550	その他事業	所有 直接 5.4 間接 0.3	なし	資金の援助	利息の受取	19,060	短期貸付金	299,466
								—	—	長期貸付金	335,900

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 本田技研工業㈱に対する営業債務に対して債務保証を行っており、当社は不動産を担保提供しております。なお、保証料は受領しておりません。
2. 金融機関借入等に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
3. 貸付利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
また、貸付金の一部について、無利息の貸付も含まれております。
4. ㈱センコンエンタープライズへの債権に対し、当事業年度において245,409千円の貸倒引当金繰入額を計上し、同額の貸倒引当金を計上しております。
5. SENKON(Russia)有限責任会社は、平成29年3月に清算終了しているため、上記の取引金額は、当社が関連当事者であった期間の取引金額を、また、議決権等の所有割合は当社が関連当事者に該当しなくなった時点のものをそれぞれ記載しております。
6. 当社が保有する全ての㈱ウッドプラスチックテクノロジーの株式を売却したことに伴い、当社は関連当事者ではなくなっております。このため、属性、資本金及び議決権等の所有割合は関連当事者であった期間のものを記載しております。また、取引金額には関連当事者であった期間の金額、期末残高には関連当事者ではなくなった時点の残高を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	797円	35銭
1株当たり当期純利益	27円	18銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月22日

センコン物流株式会社
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 戸 谷 英 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 裕 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、センコン物流株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

センコン物流株式会社 監査役会

常勤監査役	山 崎	收	Ⓔ
監 査 役	花 澤	隆 太	Ⓔ
監 査 役	小 柏	薫	Ⓔ

(注) 常勤監査役山崎 收、監査役小柏 薫は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としておりますので、以下のとおり普通株式1株につき7円50銭を配当させていただきたいと存じます。

これにより平成28年12月2日に、普通株式1株につき5円を中間配当としてお支払済みですので、当期の年間配当金は普通株式1株につき12円50銭となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円50銭 35,524,455円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、現行定款第20条(取締役会)の取締役会の招集権者及び議長について所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略) (機関の設置)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関の設置)
第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。	第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第9条 (条文省略)	第6条～第9条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第10条～第15条 (条文省略)	第10条～第15条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第16条 当社は <u>取締役に10名以内を置く。</u> (新設)	第16条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任)	(選任)
第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第17条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第18条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(削除)</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</p>
<p>第19条 (条文省略) (取締役会)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4 (条文省略) (新設)</p>	<p>第19条 (現行どおり) (取締役会)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>4 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>5 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第21条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第21条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第22条 当会社に監査役4名以内を置く。 (選任)</p> <p>第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第22条 (現行どおり) (削除) (削除) (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。 3 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役) 第25条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会) 第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第27条 当会社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。 2 当会社は、監査役との間に当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。 ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p> <p>第6章 計 算 第28条～第31条 (条文省略) (新設) (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会) 第23条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。 3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款に規定あるものを除くほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</p>
	<p>第6章 計 算 第24条～第27条 (現行どおり) 附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、第58回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	くぼた はるお 久保田 晴夫 (昭和17年2月22日生)	平成5年9月 当社顧問 平成5年11月 当社常務取締役管理副本部長 平成7年3月 当社代表取締役副社長 平成9年6月 当社代表取締役社長 平成11年6月 当社代表取締役会長兼社長兼CEO 平成21年4月 当社代表取締役会長兼社長兼CEO兼営業本部長 平成27年4月 当社代表取締役会長兼社長兼CEO兼国際事業部長（現任） (重要な兼職の状況) ㈱ホンダカーズ埼玉西代表取締役会長 センコンインベストメント㈱代表取締役社長 ㈱センコンエンタープライズ代表取締役社長 センコンテクノサービス㈱代表取締役社長	33,000株
2	くぼた けんじ 久保田 賢二 (昭和49年5月21日生)	平成11年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業本部部长兼第五営業部長 平成19年7月 当社執行役員事業統括副部长兼第五営業部長 平成21年6月 当社取締役執行役員第三営業部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員経営企画室長兼営業副本部長兼第二営業部長 平成25年6月 当社取締役副社長 平成27年4月 当社取締役副社長副社長執行役員（現任）	20,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	おいかわ たける 及川 猛 (昭和30年8月31日生)	昭和57年1月 当社入社 平成13年6月 当社営業本部部長(北東北担当) 平成17年6月 当社取締役営業本部部長兼第二営業部 長 平成19年7月 当社取締役常務執行役員事業統括部長 兼第一営業部長 平成23年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長代 行兼第一営業部長 平成25年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼 第一営業部長 平成27年4月 当社取締役専務執行役員社長室長 平成28年7月 当社専務取締役社長室長(現任) (重要な兼職の状況) S K ロジネット(株)代表取締役社長 フーズロイヤル(株)代表取締役社長	11,000株
4	しばさき としあき 柴崎 敏明 (昭和37年10月20日生)	昭和56年3月 当社入社 平成15年4月 当社総務部長 平成17年6月 当社取締役総務部長 平成19年7月 当社取締役執行役員法務部長兼管理副 本部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼 法務部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼 内部監査室長 平成28年7月 当社常務取締役管理本部長兼内部監査 室長(現任)	12,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	おがしわ かおる 小 柏 薫 (昭和42年1月7日生)	昭和62年4月 学校法人東京会計法律学園（現学校法人立志舎）専任講師 平成2年10月 (株)新日本証券調査センター経営研究所（現株日本投資環境研究所）入社 平成4年12月 税理士登録 平成17年6月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 小柏薫税理士事務所代表	0株
<p>【候補者とした理由】 小柏 薫氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、平成17年6月より当社監査役を務め、当社の事業内容にも精通しておりますので、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行できると判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。</p>			
2	さとう ゆういち 佐 藤 裕 一 (昭和29年11月21日生)	昭和60年4月 弁護士登録 昭和63年5月 佐藤裕一法律事務所開設 平成13年7月 宮城県人事委員会委員（現任） 平成14年4月 仙台弁護士会副会長 平成16年4月 東北大学法科大学院教授（現任） 平成19年9月 弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所設立（現任） 平成22年8月 宮城県立病院機構評価委員会委員（現任） 平成28年5月 東北医科薬科大学病院倫理・治験委員会委員（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所代表社員弁護士	0株
<p>【候補者とした理由】 佐藤裕一氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有し、企業法務弁護士としての豊富な経験から独立性をもった経営の監視と法的助言を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行できると判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	あきもと まさひろ 秋元 雅宏 (昭和33年12月12日生)	昭和57年4月 三菱商事㈱入社 平成6年10月 同社ジャカルタ駐在事務所石油化学品担当マネージャー 平成11年7月 同社リヤド駐在事務所化学品部長 平成17年4月 同社石化中間原料ユニットマネージャー 平成18年7月 ARSH社(米国)会長 平成24年4月 三菱商事㈱燃料用エタノールプロジェクト室部長 平成25年6月 寺田倉庫㈱取締役兼常務執行役員 平成27年6月 ㈱DOA代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱DOA代表取締役社長	0株
【候補者とした理由】 秋元雅宏氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、商社海外駐在員や企業経営者としての豊富な経験及び幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行できると判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。			

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小柏 薫氏、佐藤裕一氏及び秋元雅宏氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 小柏 薫氏、佐藤裕一氏及び秋元雅宏氏は、東京証券取引所(JASDAQ市場)が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員要件を満たしており、3氏の選任が承認された場合、当社は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 小柏 薫氏、佐藤裕一氏及び秋元雅宏氏の選任が承認された場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 小柏 薫氏は本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されますが、監査等委員である取締役に選任された場合、役員退職慰労金の支給時期は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役または監査等委員である取締役を退任した時といたします。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬について、平成19年6月28日開催の第48回定時株主総会において、年額144,000千円以内(ただし、使用人分給与(賞与を含む。))は含まない。)とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)の報酬等の額を現行どおりの年額144,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には使用人兼務取締役の使用人分の給与（賞与を含む。）は含まないものといたします。

現在の取締役は4名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は現行どおり4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額24,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

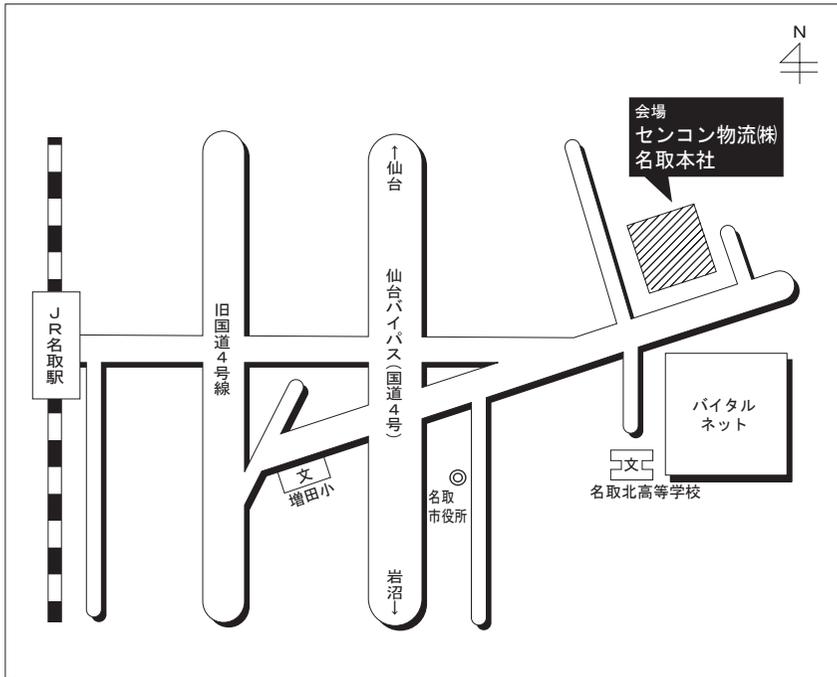
本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任される山崎 収氏及び花澤隆太氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
山崎 収 <small>やまざき おさむ</small>	平成21年6月 当社常勤監査役
花澤 隆太 <small>はなざわ りゅうた</small>	平成8年6月 当社監査役

以上

〈会場ご案内図〉



◎交通…JR東北本線 名取駅から徒歩15分

会 場 宮城県名取市下余田字中荷672番地の1
センコン物流株式会社 名取本社会議室
電話 (022) 382-6127 (代表)



地球環境に配慮した植物性インキ
を使用しています